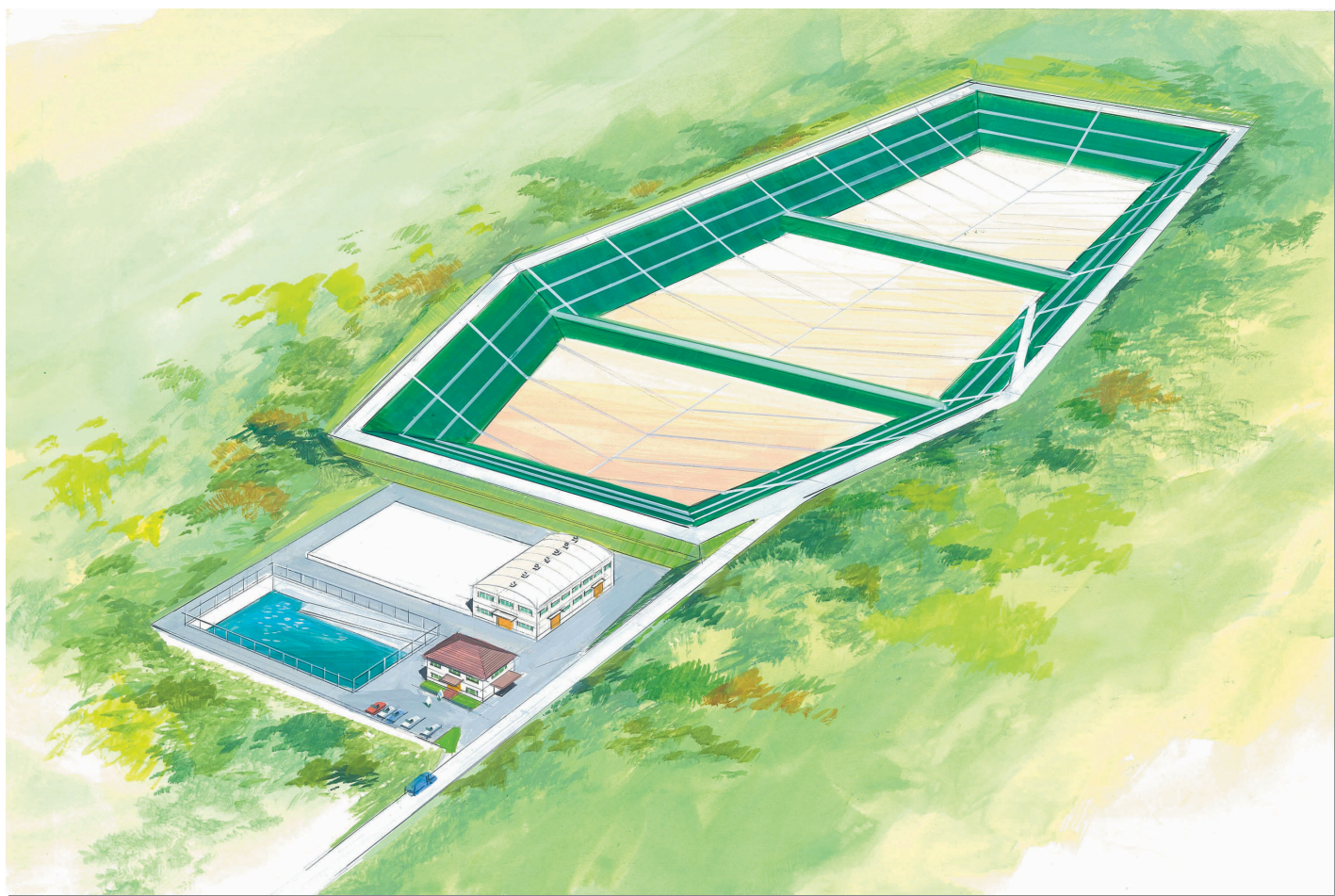


県では、公共関与による

産業廃棄物 管理型最終処分場

の整備を進めています。



イメージ図

— 熊本県 —

産業廃棄物とは

産業廃棄物とは、食品工場、下水処理場など、私たちの暮らしを支える事業活動から生じた廃棄物のうち、法令で定められた以下の20種類のものをいいます。

これに対して、一般家庭の日常活動に伴って出たゴミは一般廃棄物といい、産業廃棄物とは区別されています。

産業廃棄物の種類と具体例

種類	具体例	種類	具体例
燃えがら	石炭がら、産廃の焼却残灰など	ゴムくず	天然ゴムくずなど
汚泥	工場から排出される泥状のものなど	金属くず	鉄くず、非鉄金属くずなど
廃油	廃潤滑油、廃洗浄用油など	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、セメントくず、陶磁器くずなど
廃酸	酸性の廃液		
廃アルカリ	アルカリ性の廃液	鉱さい	製鉄所の炉の残さいなど
廃プラスチック類	合成樹脂くずなど	がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片など
※紙くず	紙製造業、製本業などの特定業種から排出されるもの	※動物のふん尿	畜産農業から排出されるもの
※木くず	木材製造業、建設業などの特定業種から排出されるもの	※動物の死体	畜産農業から排出されるもの
※繊維くず	繊維工業、建設業などの特定業種から排出されるもの	ばいじん	焼却施設などから発生するばいじん
※動植物性残さ	食料品製造業などから排出される、動植物に係る不要物	産業廃棄物を処分するために処理したもので、以上の産業廃棄物に該当しないもの	コンクリート固形化物など
動物系固形不要物	食肉処理場又は食鳥処理場から発生する獣畜又は食鳥に係る固形状の不要物		

(注)※の各欄は、記載されている特定業種から排出されるものに限りに、それ以外の業種から排出されるものは一般廃棄物となります。



燃えがら



汚泥



廃プラスチック類



木くず



繊維くず



がれき類